

### ゾーニングの背景と目的

#### ゾーニングとは

再生可能エネルギーの導入促進と環境保全を両立するため、関係者間で協議しながら、情報の重ね合わせを行い、総合的な評価をした上で、エリア設定を行うことです。

#### 背景

- 地球温暖化は自然生態系や社会生活全般にわたって様々な影響を与えている
- 温対法に基づき地域脱炭素化促進事業制度が施行され、2050年カーボンニュートラルに向け地域の課題解決につながるような再生可能エネルギー事業の実施が求められる
- 厚岸町では令和5年度に温室効果ガス削減目標・再生可能エネルギー導入目標を設定
- 道内の湿原では無秩序なメガソーラー開発が問題視されており、厚岸町では国定公園やラムサール条約湿地等が広範囲に指定されている

#### 目的

- 設定した再生可能エネルギー導入目標の実現に向けてゾーニングを実施
- 自然環境と共存共栄可能な再生可能エネルギー導入を目指すため、委員会や審議会で見聞聴取を行い、地域の実情を反映
- ゾーニングを通じて地域脱炭素化促進事業に適切に対応することで、厚岸町の脱炭素化、環境保全、経済及び社会の持続的発展を目指す
- 地域への理解促進・合意形成を図りつつ、地域資源の活用、再生可能エネルギーの適地誘導、事業者の誘致を促す

図-1 ゾーニングの背景と目的

### 地域脱炭素化促進事業制度について

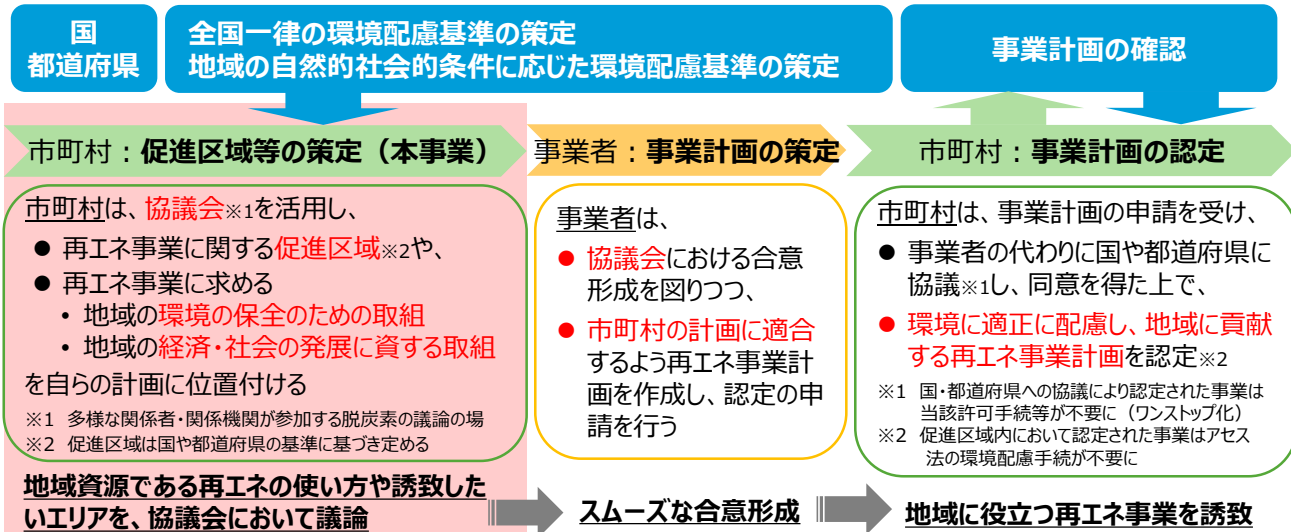


図-2 地域脱炭素化促進事業制度の概要

### ゾーニングマップの作成

#### 厚岸町のゾーニング

本ゾーニングでは厚岸町内の陸地全域を対象とし、再生可能エネルギー種別としては、太陽光（小規模/中・大規模）、陸上風力（小規模/中・大規模）、木質バイオマス（熱利用）、家畜バイオマスを想定しています。エリア区分としては「促進エリア」「事業可能性エリア」「調整エリア」「保全エリア」の4エリアとし、それぞれを定義づけました。

ゾーニングマップとはオープンデータ等から収集した町内の自然的・社会的条件の情報を、GISにてレイヤー情報として重ね合わせ、それをベースに再生可能エネルギー開発の観点によりエリア分けを行ったマップとなります。

#### 想定している再生可能エネルギー規模

- 太陽光（小規模）：50kW未満
- 陸上風力（小規模）：50kW未満
- 木質バイオマス（熱利用）：ボイラー、ペレットストーブ
- 太陽光（中・大規模）：50kW以上
- 陸上風力（中・大規模）：50kW以上
- 家畜バイオマス：約300kW程度

### 各エリアの定義

表-1 エリア区分のイメージ

エリア類型	定義
促進エリア	● <b>環境面・社会面からの制約が少なく</b> 、再生可能エネルギーポテンシャルが高いことから、導入を進めていくエリア
事業可能性エリア	● 調整エリアの中でも立地条件が比較的良く、 <b>再生可能エネルギーポテンシャルがある</b> エリア
調整エリア	● 再生可能エネルギー設備の立地に <b>各種制約がある</b> エリア
保全エリア	● 法令等による立地制限や生物多様性等の観点から <b>環境保全を優先する</b> エリア

### ゾーニングマップの作成イメージ

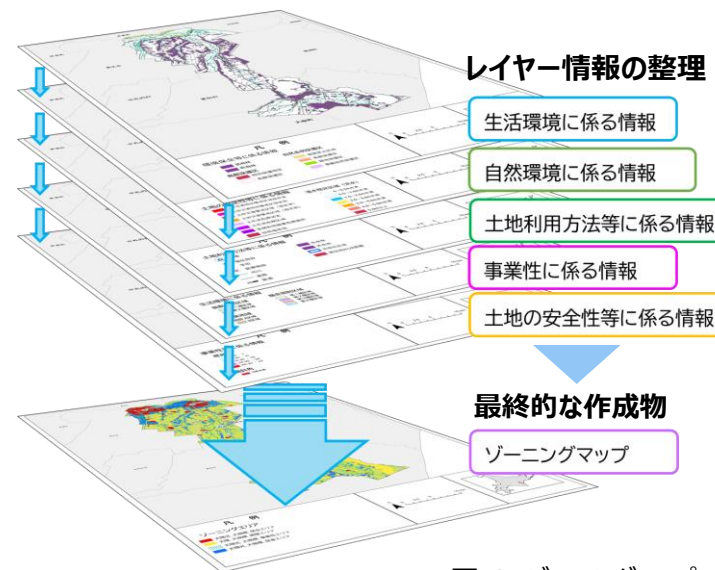


図-3 ゾーニングマップの作成イメージ

#### 扱う情報

##### 【国（環境省）及び都道府県基準】

- 国定公園、ラムサール条約湿地、保安林、土砂災害特別警戒区域等

##### 【市町村が考慮すべき事項】

- その他環境保全の観点から考慮が必要な事項

##### 【再生可能エネルギーポテンシャル】

- パネル設置可能面積、風況等

#### 関係者・関係機関との調整

- 関係者・関係機関による委員会
- 個別ヒアリング、パブコメ等

### 地域関係者や関係機関の意見収集

#### 委員会等の開催

ゾーニングマップを作成するにあたり、町内のステークホルダーや有識者で構成する委員会等を開催し、参加者（地域関係者や関係機関）からの意見収集を行いました。

表-2 委員会等のスケジュール

日程	会議名	議題
令和6年	9月18日(水)	第1回厚岸町再生可能エネルギー利活用検討委員会 ● 厚岸町再生可能エネルギー促進区域等ゾーニング事業の概要について ● ゾーニングマップ（素案）について ● 今後の予定について
	10月22日(火)	第2回厚岸町再生可能エネルギー利活用検討委員会 ● ゾーニングマップ（素案）について ● 今後の予定について
	11月25日(月)	第3回厚岸町再生可能エネルギー利活用検討委員会 ● ゾーニングマップ（素案）について ● 今後の予定について
	12月20日(金)	厚岸町環境基本計画町民検討会議 パブリックコメント（～1月24日(金)） ● 厚岸町再生可能エネルギーゾーニングマップ（原案）について
令和7年	1月10日(金)	第1回厚岸町環境審議会 ● 厚岸町再生可能エネルギーゾーニングマップの策定について
	2月7日(金)	第2回厚岸町環境審議会

### 個別ヒアリング

行政機関や有識者、関連事業者、厚岸町役場等を対象に、厚岸町内における自然環境や再生エネ導入に関する情報・意見収集を目的として、個別ヒアリングを実施しました。収集した厚岸町特有の自然環境などの情報は、ゾーニング結果へ適切に反映しています。

表-3 ヒアリング先一覧

区分	ヒアリング日時	ヒアリング先
行政機関	8/19(月)	北海道 経済部ゼロカーボン推進局 ゼロカーボン戦略課
	8/20(火)	環境省 北海道地方環境事務所
	8/27(火)	国土交通省 北海道開発局 釧路開発建設部
	8/27(火)	釧路町 環境生活課
	8/28(水)/9/4(水)	厚岸町 水鳥観察館
	9/4(水)	環境省 釧路自然環境事務所 野生生物課
	9/5(木)	幕別町 防災環境課
	9/27(金)	猛禽類医学研究所 (環境省 釧路湿原野生生物保護センター内)
	10/17(木)	北海道 釧路総合振興局 環境生活課、林務課、危機対策室
	産業団体、民間事業者	8/27(火)
9/3(火)		金融機関
9/3(火)		商工会
9/3(火)		漁業協同組合
9/3(火)		風力発電メーカーA
9/12(木)		発電事業者
9/12(木)		森林組合
9/12(木)		農業協同組合
9/26(木)		風力発電メーカーB
9/27(金)		風力発電メーカーC
厚岸町役場	8/28(水)	厚岸町 環境林務課、建設課、総合政策課、生涯学習課、危機対策室
	9/4(水)	厚岸町 水産農政課

表-4 ヒアリング結果の概要

項目	ヒアリング結果の要点
ゾーニング検討時の留意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>北海道の「地域脱炭素化促進事業の促進区域の設定に関する環境配慮基準」を考慮する。</li> <li>先行自治体の考え方を参考に必要がある。</li> <li>再生エネ事業を実施する際は、希少動植物について専門家の意見を聞き、メリットや意義が伝わるように町民や行政と合意形成をする。また、特に河川の改変による漁業への影響を避けるため、漁協との相談・連絡体制を強化する必要がある。</li> <li>系統の空き容量が非常に少ないため、再生エネ事業者は事前に十分な検討を行う必要がある。</li> <li>酪農の経営が苦しいなかで、営農型の太陽光発電のように新しい産業の可能性もある。</li> <li>景観に関しては北海道の基準に準じ、景勝地などは守りたい。</li> <li>町有地（空き地）に関しては、適切な管理がされれば有効活用してほしい。</li> <li>ハザードマップが示す地域を超えて被害が及ぶ場合があることを念頭に置く必要がある。</li> <li>開発行為に対し、保安林解除は理由が納得できるものでなければ基本的にはできない。</li> </ul>
自然環境への留意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>国立公園以外にも全町に広がっている希少動植物の生息・生育箇所は保全するべき。</li> <li>保全すべき動植物として、主にシマフクロウ、タンチョウ、オジロワシ、クマタカ、クマガイ、高層湿原などが挙げられる。</li> <li>希少動植物の位置をピンポイントで示すことは避ける。</li> <li>希少な自然環境を有する北海道内においては、直ちに再生エネを導入するのではなく、実証試験を段階的に重ねながら、猛禽類と風力の共生を慎重に図っていくことが望ましい。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>これまで他部署にまたがって問い合わせに対応してきたものがゾーニングマップにより一元化できた。</li> <li>小型風力発電は価格が高いため、実証試験やレンタル・リースといった形で導入することも考えられる。</li> </ul>

### エリアの設定条件

#### ゾーニングマップにおける再生エネ種別のエリア設定

収集した自然的・社会的条件を要素とし、再生エネ種別に「促進エリア」「事業可能性エリア」「調整エリア」「保全エリア」を設定しました。

同じ場所で複数の要素が重なった場合、「保全エリア」を最優先とし、次いで「促進エリア」、「事業可能性エリア」、「調整エリア」の順としていますが、「河川から200mの範囲」と「植生自然度8・9・10の地域」、「特定植物群落」、「巨樹・巨木林から50mの範囲」については、動植物の生息環境を保全するため、「促進エリア」や「事業可能性エリア」よりも優先して「調整エリア」としています。

表-5 エリア条件区分表（一部抜粋）

区分	要素	備考	該当	太陽光		陸上風力		木質バイオマス	畜畜バイオマス
				小規模	中・大規模	小規模	中・大規模		
環境保全等の法令に係る情報	国立公園自然公園	特別保護地区、第1種~3種特別地域、海浜公園地区、植生自然度8以上の普通地域	○	保全	保全	保全	保全	—	保全
	特別地区	植生自然度7以下の普通地域	○	保全	保全	保全	保全	—	保全
	道自然環境保全地域	普通地区	○	調整	調整	調整	調整	—	調整
	国有林	保安林	○	保全	保全	保全	保全	—	保全
	道有林	普通林 (保安林を除く国有林)	○	調整	調整	調整	調整	—	調整
	町有林	普通林 (保安林を除く道有林)	○	調整	調整	調整	調整	—	調整
	私有林	保安林	○	保全	保全	保全	保全	—	保全
	保安林	普通林 (保安林を除く私有林)	○	調整	調整	調整	調整	—	調整
	鳥獣保護区 (国指定)	特別保護地区	○	保全	保全	保全	保全	—	保全
	鳥獣保護区 (北海道指定)	特別保護地区	○	保全	保全	保全	保全	—	保全
	景観計画区域	厚岸町全域 (北海道景観計画の対象区域)	○	調整	調整	調整	調整	—	調整
	国指定文化財	国指定重要文化財、国指定史跡・名勝・天然記念物	○	保全	保全	保全	保全	—	保全
	北海道指定文化財	北海道指定有形文化財、北海道指定史跡・名勝・天然記念物	○	保全	保全	保全	保全	—	保全
	市町村指定文化財	市町村指定有形文化財、市町村指定史跡・名勝・天然記念物	○	保全	保全	保全	保全	—	保全
	埋蔵文化財	埋蔵文化財埋蔵地	○	保全	保全	保全	保全	—	保全
環境保全に係る情報	希少動植物生息・生育ポテンシャル	希少動植物の生息・生息可能性のあるエリアを有識者の指導のもと作成	○	保全	保全	保全	保全	—	保全
	ラムサール条約登録地	厚岸湖・別業辺牛温泉	○	保全	保全	保全	保全	—	保全
	植生自然度 8・9・10の地域	植生自然度 8・9・10を調整エリア設定	○	調整	調整	調整	調整	—	調整
	特定植物群落		○	調整	調整	調整	調整	—	調整
	巨樹・巨木林が50mの範囲	過去の文献を参考に基準値を設定	○	調整	調整	調整	調整	—	調整
	生物多様性の観点から重要度の高い湿地	厚岸湖、厚岸湾、別業辺牛温泉	○	調整	調整	調整	調整	—	調整
	長距離自然歩道		○	調整	調整	調整	調整	—	調整
	身近な自然地域	厚岸望洋台、太田森並木、太田毛田の赤松樹林帯、報国寺境内、吉多海岸、町営育成牧場、宮園運動公園中庭広場、別業辺牛温泉展望所周辺、高知地域の広場、住の江公園、白浜公園、上野郷児童公園、港町1号公園、港町2号公園、真電中央通り	○	調整	調整	調整	調整	—	調整
	記念樹	屯田の森並木、報国寺のガクツ	○	調整	調整	調整	調整	—	調整
	水資源保全地域	厚岸町大別地区水資源保全地域、厚岸町トイバツ地区水資源保全地域、厚岸町糸魚沢地区水資源保全地域、厚岸町上高柳地区水資源保全地域、厚岸町別業辺牛地区、浜中町茶内第三地区水資源保全地域、厚岸町片無去地区水資源保全地域、厚岸町太田・片無去地区・榎茶町片無去地区中チャンバツ地区水資源保全地域	○	調整	調整	調整	調整	—	調整
	EAAFP登録地	厚岸湖・別業辺牛温泉	○	調整	調整	調整	調整	—	調整
	北海道湿原保全マスタープラン掲載の湿原	厚岸湖・別業辺牛温泉	○	調整	調整	調整	調整	—	調整
	IBA (重要野鳥生息地)		○	調整	調整	調整	調整	—	調整
	KBA (生物多様性重要地域)		○	調整	調整	調整	調整	—	調整
	日本の地形シフトデータ		○	調整	調整	調整	調整	—	調整
河川から30mの範囲		○	—	保全	保全	保全	—	保全	
河川から200mの範囲	過去の文献を参考に有識者の指導のもと基準値を設定	○	—	調整	調整	調整	—	調整	
絶滅危惧種の分布状況(動物・維管束植物)		○	調整	調整	調整	調整	—	調整	
土地の安定性等に係る情報	洪水浸水予測図	厚岸町防災ハザードマップ	○	調整	調整	調整	調整	—	調整
	津波浸水予測図	厚岸町防災ハザードマップ	○	調整	調整	調整	調整	—	調整
	大規模土造成地		○	—	保全	保全	保全	—	保全
	土砂災害特別警戒区域		○	—	保全	保全	保全	—	保全
	土砂災害警戒区域	土石流、地湧り、急傾斜地の崩壊	○	—	調整	調整	調整	—	調整
	土砂災害危険箇所	令和4年4月1日以降、土砂災害警戒区域に引き継ぎ	○	—	調整	調整	調整	—	調整
	山地災害危険地区	山地崩壊危険地区、地すべり危険地区、崩壊土砂流出危険地区、なだり危険箇所	○	—	調整	調整	調整	—	調整
	公共施設	公共施設	○	促進	調整	調整	保全	促進	調整
	学校	学校	○	促進	調整	調整	保全	促進	調整
	福祉施設	福祉施設	○	促進	調整	調整	保全	促進	調整
	病院	病院	○	促進	調整	調整	保全	促進	調整
	用途地域	住居系・商業系区域	○	促進	調整	調整	保全	促進	調整
	用途地域	工業系区域	○	促進	調整	調整	保全	促進	調整
	用途地域	用途地域から500mの範囲	○	促進	調整	—	保全	促進	—
	用途地域	用途地域から100mの範囲	○	—	—	—	保全	—	—
用途地域外の主要住宅地	10軒以上が集まる主要な住宅地を抽出 (用途地域外)	○	促進	—	—	—	—	—	
居住地从り100mのエリア	居住地从り100mの範囲	○	—	—	—	—	促進	—	
居住地从り500mのエリア	居住地从り500mの範囲	○	—	調整	調整	保全	—	調整	
土地利用方法等に係る情報	漁港区域	厚岸漁港 (厚岸地区)、厚岸漁港 (門静地区)、床瀬漁港	○	調整	調整	調整	調整	—	調整
	海岸保全区域		○	調整	調整	調整	調整	—	調整
	農業振興地域内農用地区域 (青地)	農用地区域	○	調整	調整	調整	調整	—	調整
	農業振興地域内農用地区域外 (白地)	農業施設用地	○	促進	調整	調整	調整	促進	調整
	農地の区画情報 (筆利コン)	農用地区域外	○	促進	調整	調整	調整	促進	調整
	農地又は採草放牧地	農水省が基本調査として実施する耕地面積調査等の母集団情報として整備	○	調整	調整	調整	調整	—	調整
	乳用牛の牧場		○	調整	調整	調整	調整	—	調整
	林道		○	調整	調整	調整	調整	—	調整
	地域森林計画対象民有林	地域森林計画対象民有林	○	調整	調整	調整	調整	—	調整
	公園		○	調整	調整	調整	調整	—	調整
	下水道		○	調整	調整	調整	調整	—	調整
	鉄道		○	調整	調整	調整	調整	—	調整
	道路		○	調整	調整	調整	調整	—	調整
	防衛施設	自衛隊基地、自衛隊演習場	○	保全	保全	保全	保全	—	保全
	生活環境に係る情報	騒音・振動規制区域	騒音規制法、振動規制法	○	調整	調整	調整	調整	—
騒音規制地域		騒音防止法	○	—	—	—	—	—	保全
事業性に関する情報	太陽光 (小規模) ポテンシャル	太陽光発電の発電量が多く見込める区域	○	事業可能性	—	—	—	—	—
	太陽光 (中・大規模) ポテンシャル	太陽光発電の発電量が多く見込める区域	○	—	事業可能性	—	—	—	—
	陸上風力 (小規模) ポテンシャル	年平均風速5.0m/s以上の区域	○	—	—	好適	—	—	—
	陸上風力 (中・大規模) ポテンシャル	年平均風速5.5m/s以上の区域	○	—	—	—	好適	—	—
	木質バイオマス (熟利用) ポテンシャル	町有林のうち未利用の木質バイオマスが蓄積しているエリア	○	—	—	—	—	好適	—
	畜畜バイオマスポテンシャル	5km圏内に立地する牧場で飼育している乳用牛の頭数が合計1000頭以上となる区域	○	—	—	—	—	—	事業可能性

### ゾーニングマップ

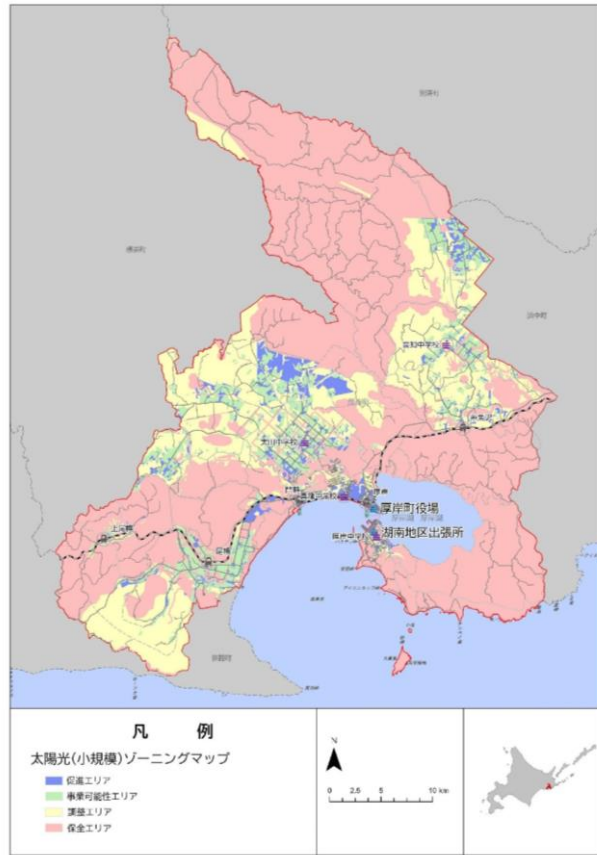


図-4 太陽光（小規模）ゾーニングマップ

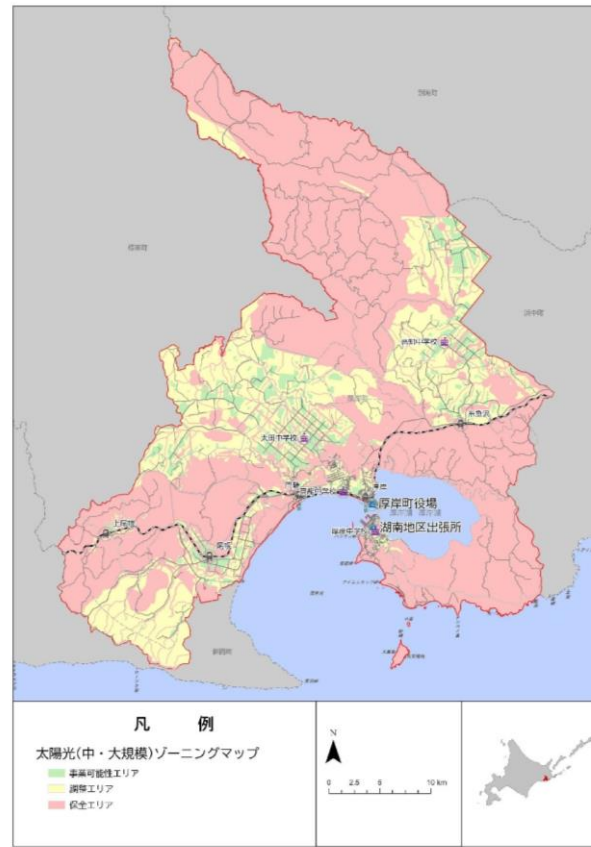


図-6 太陽光（中・大規模）ゾーニングマップ

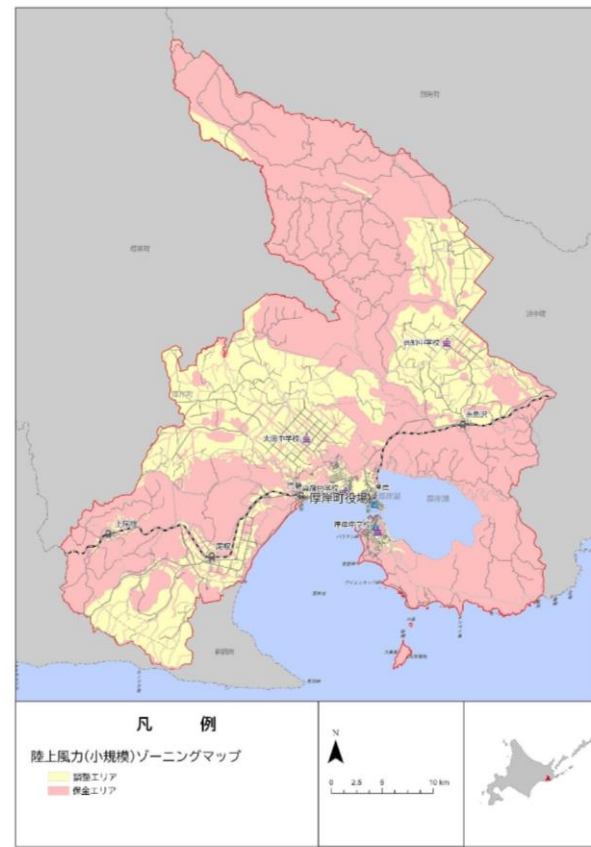


図-8 陸上風力（小規模）ゾーニングマップ

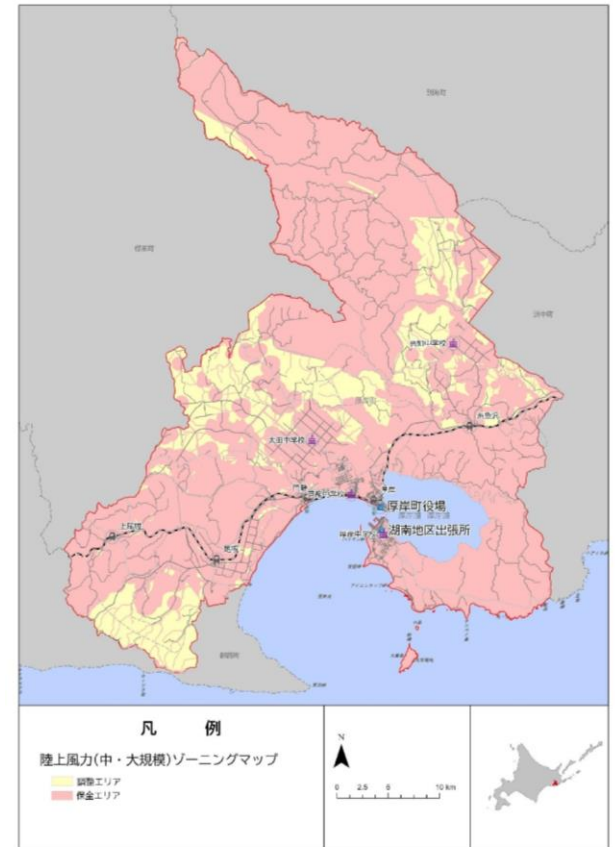


図-10 陸上風力（中・大規模）ゾーニングマップ

#### エリア設定の概要

- 住宅・駐車場等の屋根上や、空き地等の小規模な未利用地への導入を想定し、主に用途地域（市街地）や農業振興地域内農用地区域外を促進エリアに設定
- 国定公園や保安林、文化財、自衛隊演習場などを保全エリアに設定

#### エリア設定の概要

- 中・大規模の太陽光発電導入は自然環境や土地利用の制約に対する影響が大きいため、今回の検討では促進エリアは設定しない
- 太陽光（小規模）の保全エリアに加え、災害リスクの高い土砂災害特別警戒区域なども保全エリアに設定

#### エリア設定の概要

- バードストライクの発生が懸念されるため保全エリアと調整エリアのみで構成
- 用途地域や農業振興地域は調整エリアに設定
- 国定公園や保安林、文化財、自衛隊演習場、土砂災害特別警戒区域などを保全エリアに設定

#### エリア設定の概要

- バードストライクの発生や景観への影響が懸念されるため保全エリアと調整エリアのみで構成
- 農業振興地域などを調整エリアに設定
- 用途地域や国定公園、保安林、文化財、自衛隊演習場、土砂災害特別警戒区域などを保全エリアに設定

#### 補足事項

- 住宅の屋根上等であれば、保全エリア内であっても保全の対象とはならない

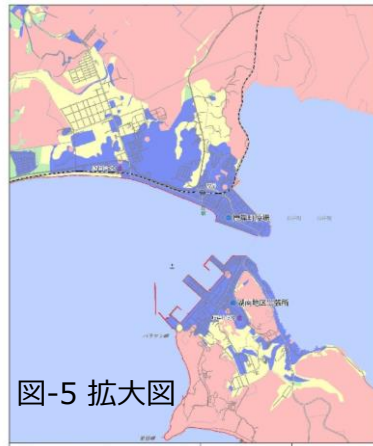


図-5 拡大図

#### 注意事項

- 国道沿いなどからの視認性や景観との調和に最大限留意すること
- 大規模な森林伐採(0.5ha以上)を伴う場合は事業を避けることが望ましい



図-7 拡大図

#### 補足事項

- 導入にあたっては、実証試験を段階的に重ね、鳥類との共生を慎重に図っていくことが望ましい



図-9 拡大図

#### 注意事項

- 国道沿いなどからの視認性や景観との調和に最大限留意すること
- 大規模な森林伐採(0.5ha以上)を伴う場合は事業を避けることが望ましい



図-11 拡大図

### ゾーニングマップ

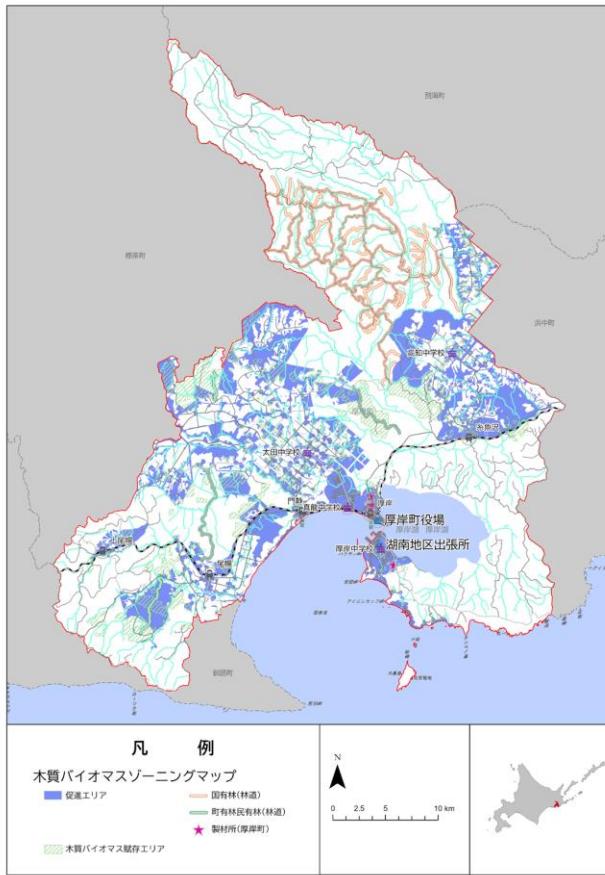


図-12 木質バイオマス（熱利用）ゾーニングマップ

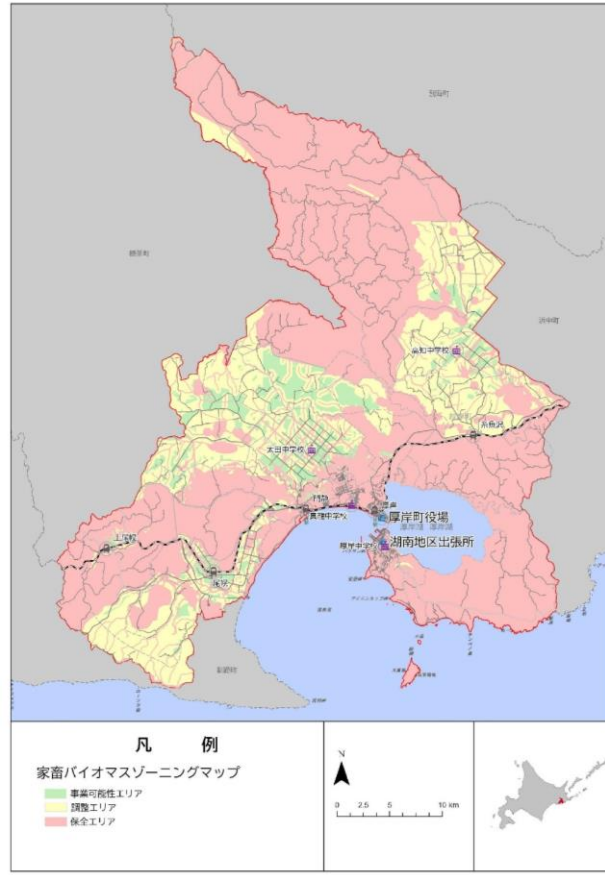


図-14 家畜バイオマスゾーニングマップ

#### エリア設定の概要

- 木質バイオマスボイラーやペレットストーブの導入を想定し、熱利用需要のある用途地域や居住地から100mの範囲、農業振興地域内農用地区域外などを促進エリアに設定
- 熱利用需要のある地域以外での導入は難しいため、今回は促進エリアのみの検討とする

#### 補足事項

- 木質バイオマスの賦存エリアとして、北海道HPを参考に、林地未利用材の発生場所を图示



図-13 拡大図

#### エリア設定の概要

- 家畜バイオマスプラントの導入に向け、家畜ふん尿の確保、収集、運搬等に課題が残ることから、今回の検討では促進エリアは設定しない
- 半径5km圏内の牧場の合計飼育頭数が1,000頭以上となるエリアを事業可能性エリアに設定（今後の促進エリア候補地）

#### 補足事項

- 5km圏内であれば、どの大きさのトラックでも輸送コストは大きく変わらない
- 1,000頭あたり250kWの発電出力が見込まれる



図-15 拡大図

### ゾーニング結果

#### ゾーニング結果

ゾーニングを通じて得られた、各再エネの導入ポテンシャル（MW）や導入方針などを整理しました。

表-6 ゾーニング結果

再エネ種別	再生可能エネルギー導入目標（R5年度）				ゾーニング結果（R6年度）					
	2030年		2050年		環境省REPOSによる導入ポテンシャル 設備容量（MW）	再生可能エネルギーの導入ポテンシャル		設備容量・発電量の仮定条件		
	設備容量（MW）	発電量（MWh）	設備容量（MW）	発電量（MWh）		計算対象	設備容量（MW）		発電量（MWh）	
太陽光	小規模	0.0	0.0	3.0	3,600	82.04 (REPOS「建物系」)	促進エリア (面積：31.3km <sup>2</sup> )	313	359,950	設備容量(MW) =1kmあたり10MW 年間発電量(kWh) =1kWあたり1,150kWh
	中・大規模	0.5	608	9.0	11,905	3,196.70 (REPOS「土地系」)	事業可能性エリア (面積：42.6km <sup>2</sup> )	426	489,900	
陸上風力	小規模					5,101.20	—	—	—	調整エリア・保全エリアのみ
	中・大規模	0.0	0.0	0.4	869		—	—	—	
木質バイオマス						—	—	—	—	木質バイオマスボイラーやペレットストーブなどの熱利用を想定
家畜バイオマス	0.4	3,133	1.2	8,410	3.77	—	令和5年5月時点での乳用牛の飼育頭数 町内合計：13,786頭	3	21,000	設備容量(kW) =1,000頭あたり250kW程度 年間発電量(kWh) =設備容量1kWあたり6,000~8,000kWh程度 (7,000kWhで計算)
合計	0.9	3,741	13.6	24,784	8,383.71	—	—	742	870,850	—

### 留意事項

#### ゾーニングマップ利用時の留意事項

表-7 留意事項（一部抜粋）

再エネ種別	各再エネにおけるゾーニングマップ利用時の留意事項
全体	<b>適切な開発行為</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>関係法令、条例、関係省庁ガイドライン等の規定を遵守し、必要な手続き・措置への対応を行う</li> <li>事前に土地及び周辺環境の調査・影響評価を行い、厚岸町の状況に応じた防災、環境保全、景観保全の観点より、適切な土地の選定、開発計画の策定を行うよう努める</li> <li>土砂災害警戒区域においては土砂災害が発生リスクがあることを勘案したうえで、適切な施工計画や配置計画を作成する</li> </ul>
	<b>地域環境の保全</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>既存情報のみでは把握できない事項（騒音、風車の影、太陽光パネルの反射光、電波障害、水の濁り、家畜等への影響、夜間の光（航空障害灯）、低周波音など）への対応に努める</li> <li>全ての土地で環境保全の配慮が必要だが、特に希少動植物生息・生育ポテンシャルエリア内（報告書に掲載）においては適切な対策を実施する</li> <li>厚岸町として自然環境と調和した再エネ事業を目指していることから、大規模な森林伐採（0.5ha以上）※を伴う場合は事業を回避することが望ましい</li> <li>国道44号線等、主要な幹線道路などから見えにくい設備配置とし、周辺からの視認性や景観との調和に最大限配慮する（10kW未満の太陽光発電・建物系太陽光発電を除く）</li> </ul>
	<b>行政・地域との合意形成</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>エリアの種類にかかわらず、「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン（資源エネルギー庁）」に基づき、住民説明会の開催等、厚岸町役場や地域住民と必要に応じて適切なコミュニケーションを図るとともに、周辺地域に配慮した適切な事業の実施に努める（10kW未満の太陽光発電・建物系太陽光発電を除く）</li> <li>事業計画については厚岸町役場へ事前に説明を行い、特に河川沿いの事業である場合は、河口海域の漁業に支障をきたさないよう、町内漁業関係者とも適切な調整を図る（10kW未満の太陽光発電・建物系太陽光発電を除く）</li> </ul>
太陽光（小規模）	<ul style="list-style-type: none"> <li>厚岸町の気象条件や周辺の日影の影響、屋根・敷地の形状や勾配に留意して導入を検討する</li> <li>保全エリア内の住宅は、太陽光発電の設置に関する保全の対象とはならない</li> </ul>
太陽光（中・大規模）	<ul style="list-style-type: none"> <li>用途地域の調整エリアは建物系太陽光に限定する</li> </ul>
陸上風力（小規模）	<ul style="list-style-type: none"> <li>鳥類への影響度や風況、まわりの障害物の有無、気象条件（落雷、着雪、着氷、砂塵など）などについて調査し、長期安定的な発電の継続に支障がないか確認する</li> </ul>
陸上風力（中・大規模）	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境省「海ワシ類の風力発電施設バードストライク防止策の検討・実施手引き（改定版）【令和4(2022)年8月】」に準じ、適切な事業の検討・実施に努める</li> </ul>
バイオマス	<b>共通</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>騒音・振動や臭気の規制基準に対する措置を適切に行う</li> <li>燃料の運搬・搬入にあたり、周辺環境への影響（騒音、粉じん等）に配慮した運搬ルートを計画する</li> </ul>
	<b>木質（熱利用）</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>設備の導入にあたっては空きスペースの有効利用が望ましく、設備が周辺環境の景観に調和するよう努める</li> </ul>
	<b>家畜</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>保全エリアとしている悪臭規制地域外の居住地の付近で家畜バイオマス事業を実施する場合、悪臭の影響に配慮する</li> </ul>

※ 森林法では地域森林計画対象民有林において0.5ha以上の太陽光発電の設置を目的とした林地開発を行う場合、都道府県知事の許可が必要となることから、0.5ha以上を「大規模な森林伐採」と定義する